

選択的夫婦別姓制度の導入に向けた民法改正を求める意見書

国際連合の女性差別撤廃委員会は、2024年10月29日、国連女性差別撤廃条約の実施状況に関する第9回日本政府報告書に対する総括所見を公表し、夫婦同姓を義務づける民法第750条の改正に全く進展が見られないと厳しく指摘しました。その上で、女性が婚姻後も旧姓を保持できるよう、夫婦の姓の選択に関する法律を改正するよう4回目の勧告をしました。

日本だけが、夫婦同姓を法律で義務づけている国であるにもかかわらず、法制審議会が1996年に選択的夫婦別氏制度の導入を含む民法改正を答申してから28年、いまだに法改正の見通しは立っていません。

一方、国内の最近の世論調査では、約7割が選択的夫婦別姓制度に賛成であり、その割合は、若年層ほど高くなっています。さらに、本年6月には、日本経済団体連合会が、結婚後に夫婦が同じ姓を名乗ることを義務づける日本の制度が、企業経営の視点からも無視できない重大な課題であるとして、政府に選択的夫婦別姓制度の導入を求める提言を公表し、注目を集めています。家族の多様化が進む中、旧姓を通称使用する人や事実婚を選択するカップルも珍しくなく、改姓によってこれまで築き上げたキャリアに分断が生じる例や結婚を諦める例などもあり、女性活躍を阻害する象徴的な制度とも言え、不利益を被る人が一定数いることも事実です。

よって、国会及び政府は、最高裁判決の趣旨等を踏まえ、選択的夫婦別姓制度を導入するため、民法を改正するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年12月20日

枚方市議会議長 丹生 真人

〈提出先〉

衆議院議長
男女共同参画担当大臣

参議院議長

法務大臣